

開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置（法第39条）

(1) **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し、事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。

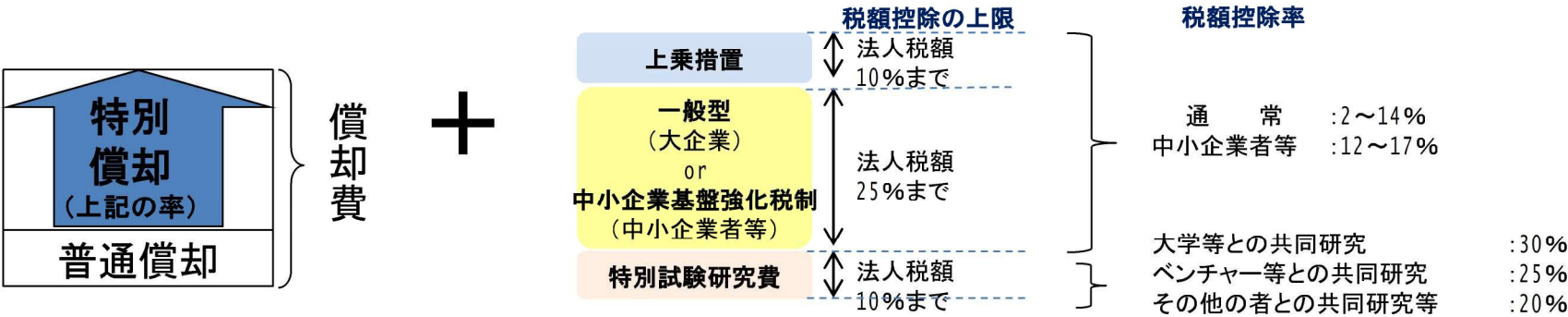
取得日	R3.4.1～R6.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%（中小企業者等）・34%（中小企業者等以外）

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

(2) (1)の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除の適用ができる。

(1) 減価償却

(2) 研究開発税制の特例



(※) 本措置の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、本措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう**令和5年度末までの経過措置**を設ける。